

警 告

後期授業が開始された10月2日の午後5時20分ごろ、赤ヘルメットをかぶった約30名の学生の集団が、執務中の二部学生課に押しかけ、二部学生課長を強制的にデモにまき込み、7号館入口前に連行し、長時間にわたり身柄を拘束するという事態がおこった。なお、この状況を憂慮して見守っていた学生課員1名も、途中から身柄を拘束される事態になった。

これらの行為は、「学長告示」に違反するばかりでなく大学の日常業務を暴力によって中断せしめ基本的人権を無視したゆるすことのできないものであり、学生の自治活動を大きく逸脱した行為である。

大学は、これらの破壊的な行為にたいして猛省をうながし、ふたたびこのような行為がおこなわれることのないように厳重に警告する。

昭和47年10月3日

明 治 大 学